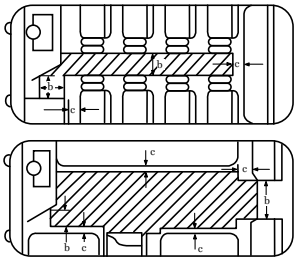


第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p><b>7-46 立席</b></p> <p>(1) 自動車の立席は、客室内の有効幅 300mm 以上、有効高さ 1,800mm 以上の専ら座席の用に供する床面以外の床面に限り設けることができる。</p> <p>この場合において、座席の前縁から 250mm の床面は、専ら座席の用に供する床面とする。</p> <p>ただし、緊急自動車の立席、車掌の用に供する立席、これに相当する立席及び運転者助手の用に供する立席については、この限りでない。(保安基準第 24 条第 1 項関係、細目告示第 34 条第 1 項及び第 2 項関係、細目告示第 112 条第 1 項及び第 2 項関係)</p> <p>(2) (1) において、「有効幅」及び「有効高さ」は、客室のうち立席として有効に利用できる部分の幅及び高さとし、室内高を測定する場合には、車室の天井に設けた握り棒、つり革、単独の室内灯等は取付けられていないものとみなすことができるものとする。</p> <p>また、ライン・ライト、通風ダクト等一定の幅と長さを有する突出物であって床面からその下面までの高さが 1,800mm 未満のものを有する自動車にあつては、通路の面積から当該構造物の投影面積を差し引くものとする。(細目告示第 34 条第 3 項関係、細目告示第 112 条第 3 項関係) (参考図)</p>  <p style="text-align: right;">b : 30cm 以上 c : 25cm 以上</p> <p>(注) 斜線部は、立席の部位を示す。</p> <p>(3) (1) の規定にかかわらず、幼児専用車には、立席を設けることができない。(保安基準第 24 条第 2 項関係、細目告示第 34 条第 4 項関係、細目告示第 112 条第 4 項関係)</p> <p>(4) 立席人員 1 人の占める広さは、0.14m<sup>2</sup>とする。(保安基準第 24 条第 3 項関係、細目告示第 34 条第 5 項関係、細目告示第 112 条第 5 項関係)</p>	<p><b>8-46 立席</b></p> <p>[審査事項なし]</p>